

標準貨物自動車運送約款

(平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年三月二十一日 国土交通省告示第二百十号

目 次

第一章 総 則 (第一条・第二条)

第二章 運送業務等

第一節 通 則 (第三条・第五条)

第二節 運送の申込み及び引受け (第六条・第十七条)

第三節 積付け (第十八条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第十九条・第二十六条)

第五節 指図 (第二十七条・第二十八条)

第六節 事故 (第二十九条・第三十二条)

第七節 運賃、料金等 (第三十一条・第三十二条)

第八節 責 任 (第三十九条・第五十二条)

第九節 連絡運輸 (第五十三条・第六十条)

第三章 積込み又は取卸し等 (第六十一条・第六十四条)

第一章 総 則

第二章 運送業務等

第一節 通 則

(事業の種類)

第一条 当店は一般貨物自動車運送事業を行います。

第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第五条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

第六条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二章 運送業務等

第一節 通 則

(受付日時)

第七条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第八条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載しま

す。(運送の順序)

第九条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しや

すい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

第十条 当店は、前項の規定に応じることとします。

(運送の順序)

第十一条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しや

すい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

第十二条 当店は、前項の規定に応じることとします。

(運送の順序)

第十三条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しや

すい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に

対して次に掲げることを請求することができます。

一 当店は、前項の規定に応じることとします。

二 当該貨物の運送につき、什添人を付すること。

三 当該貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

四 当店は、荷造りをしなければなりません。

(荷造り)

第十五条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店

が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることができます。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

(外装表示)

第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

(動物等の運送)

第十七条 当店は、動物その他の特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に

対して次に掲げることを請求することができます。

一 当店は、前項の規定に応じることとします。

二 当該貨物の運送につき、什添人を付すること。

三 当該貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

四 当店は、荷造りをしなければなりません。

(危険品についての特則)

第十八条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運

送を利用して運送することができます。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自

動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

二 当該貨物の運送につき、什添人を付すること。

三 当該貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

四 当店は、荷造りをしなければなりません。

五 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

六 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

七 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

八 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

九 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

十 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

十一 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送するこ

とができます。

十二 特約事項があるときは、その内容

十三 本約款の内容について承諾する旨

十四 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

十五 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

十六 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

十七 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

十八 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

十九 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十一 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十二 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十三 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十四 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十五 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十六 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十七 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十八 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

二十九 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十一 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十二 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十三 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十四 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十五 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十六 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十七 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十八 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

三十九 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十一 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十二 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十三 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十四 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十五 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十六 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十七 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十八 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

四十九 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

五十 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

五十一 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

五十二 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

五十三 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

五十四 その他、その他の貨物の運送に関し必要な事項

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十九条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

3 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないときは、当店の定めた期間内に前項の指

2 図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又

は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が

他に損害を及ぼすおそれを作りたときは、すべて荷送人の負担とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

(運賃、料金等)

第三十二条 運賃、料金等(燃料サーチャージを除く)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料

金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることができます。

4 荷送人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、當業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、その処分に応じて、又は荷送人が運送引受書に記載した集貨予定日時

は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除く前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

1 一連送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したとき、運賃、料金等の全額を收受します。

(荷物の責任)

第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負う事由により滅失し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と举証)

第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき添入が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

第四十四条 当店は、運送申込書の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

第四十五条 (免責) 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

2 法令又は公権力の発動による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

3 同盟寵業、同盟急業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

4 不可抗力による火災

5 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

7 荷送人又は荷受人の故意又は過失

8 (高価品に対する特則)

当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由)

第四十七条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から一週間以内に当店に對してその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの日から一週間以内に当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つていて、当該貨物の運送に係る荷受

きは、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項たゞ書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から一週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第四十八条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における荷受人の貨物の引渡しの日から一週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつたときの貨物の価額との差額によってこれを要します。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に一部滅失又は損傷があつた旨の通知を受けたときは、公平な第三者への貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

(第四十九条 貨物が一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額)

当店は、前条の規定にかかるとおり、荷受人に對する当店の責任は、重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(除斥期間)

第五十条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日(貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3 一連送引受書の運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、荷物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

(第五十一条 貨物が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第五十二条 貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

2 当店は、前項の規定にかかるとおり、荷送人が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に荷物を引き渡すと同時に、荷送人に對する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に對する当店の責任又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(第五十三条 連絡運輸の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第五十四条 貨物の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

2 当店は、前項の規定にかかるとおり、荷送人が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に荷物を引き渡すと同時に、荷送人に對する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に對する当店の責任又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(第五十五条 連絡運輸の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第五十六条 連絡運輸の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第五十七条 連絡運輸の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第五十八条 連絡運輸の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第五十九条 連絡運輸の責任)

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行つた場合における責任は、荷送人又は荷受人の責任は、この約款により当店が負います。

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第一項の規定を準用します。

(第六十条 連絡運輸の責任)